八峰町観光デジタルパンフレット制作業務公募型プロポーザル評価基準

１ 審査について

（１）審査の考え方

審査にあたっては、「八峰町観光デジタルパンフレット制作業務仕様書」「八峰町観光デジタルパンフレット制作業務公募型プロポーザル実施要領」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、企画提案書及びプレゼンテーション等における聞き取りにより実施する。

（２）評価項目・配点

 　企画提案の評価項目及び配点は以下のとおりとし、評価点数は１００点満点とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | 評価配点 |
| １　企画・構成（１５点） | 業務を正しく理解した提案であり、明確で実現できる効果的なスケジュール構成となっているか。 | ５ |
| 提案から想定される成果は十分なもので達成が期待できるものか。 | １０（倍率２） |
| ２　業務運営手法・効果（６５点） | 周知フライヤーデータの作成・デザインやレイアウト、掲載情報は、観光デジタルパンフレットの効果的な周知検討に効果が期待されているか。 | １５（倍率３） |
| 観光デジタルパンフレット・魅力的なデザインかつ快適に利用できる機能を備え、観光客（国内・国外）及び町民の利用が期待されるものか。・提案内容は、効果性や実現性があるか。 | １５（倍率３） |
| 町民及び地域への還元・提案全体として、先駆的かつ独創的で、町民の利便性向上をはじめとする地域住民への還元がされている提案になっているか。 | １５（倍率３） |
| 操作性・利用者が操作しやすい仕組みになっているか。 | １０（倍率２） |
| 迅速性及び容易性・画像データの差し替え、解説文の修正やリンク変更等の軽微な修正依頼に対し、迅速に対応することができるか。・委託者から受託者への依頼方法は、容易にできるか。 | １０（倍率２） |
| ３　コスト（１０点） | 導入コストは、安価であるか。　 | ５ |
| ランニングコストは、安価であるか。 | ５ |
| ４　ヒアリング（１０点） | プレゼンテーションの内容に説得力があり、質疑に対し的確に回答しているか。 | １０（倍率２） |
| 合計 | １００ |

２ 評価基準

（１）評価点

「１（２）表の評価項目１、２、３、４」については、次の表のとおり６段階で評価を行う。「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価 | 評価点 |
| 極めて優れている | ５ |
| 優れている | ４ |
| 十分である | ３ |
| 劣る | ２ |
| 大変劣る | １ |
| 評価できない又は記載していない | ０ |

（２）倍率による配点

「１（２）表の評価事項」で倍率の定めがある事項については、評価点に倍率を乗じて配点する。

３ 優先交渉権者の選定について

八峰町観光デジタルパンフレット制作業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

なお、企画提案者数が7者以上の場合は、書類審査による事前審査（「１（２）表」の評価項目１、２、３のみ審査）を行い、得点の高い６者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

【選定順位】

1. 選定委員会全委員の評価点数の合計が最高点数の者。
2. 最高点者が複数いる場合は、選定委員会委員の協議により順位を決定する。

４ 注意事項

・企画提案者から選定委員会委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局へ連絡する。

・評価については、審査の当日に行う。